

令和6年12月定例会 予算特別委員会 次第 第2日

令和6年12月17日（火）

1. 議案上程（議案第83号から第92号まで及び議案第97号から第105号まで）

分科会委員長報告（総務、教育厚生、産業建設）

分科会委員長に対する質疑、市長に対する質疑、討論、表決

---

出席委員（16人）

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 吉 田 清 孝  | 2 番 古 仲 清 尚  | 3 番 鈴 木 元 章  |
| 4 番 安 田 健次郎  | 5 番 吉 田 洋 平  | 6 番 蓬 田 司    |
| 7 番 船 木 正 博  | 8 番 佐 藤 誠    | 9 番 畠 山 富 勝  |
| 10 番 進 藤 優 子 | 11 番 笹 川 圭 光 | 12 番 太 田 穰   |
| 13 番 三 浦 利 通 | 14 番 小 野 肇   | 15 番 田 井 博 之 |
| 16 番 小 松 穂 積 |              |              |

---

欠席委員（なし）

---

議会事務局職員出席者

|           |         |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 沼 田 弘 史 |
| 副 事 務 局 長 | 濱 野 美紀子 |
| 主 席 主 査   | 中 川 祐 司 |
| 主 事       | 菅 原 優 美 |

---

説明のため出席した者

|             |         |                     |         |
|-------------|---------|---------------------|---------|
| 市 長         | 菅 原 広 二 | 副 市 長               | 佐 藤 博   |
| 教 育 長       | 鈴 木 雅 彦 | 監 査 委 員             | 鈴 木 誠   |
| 総 務 企 画 部 長 | 鈴 木 健   | 地域づくり推進監<br>兼 防 災 監 | 八 端 隆 公 |
| 市 民 福 祉 部 長 | 田 村 力   | 観光文化スポーツ部長          | 杉 本 一 也 |
| 産 業 建 設 部 長 | 湊 智 志   | 建 設 技 監             | 佐 藤 透   |

|             |          |               |         |
|-------------|----------|---------------|---------|
| 企 業 局 長     | 畠 山 隆 之  | 企 画 政 策 課 長   | 高 桑 淳   |
| 若 美 支 所 長   | 佐 藤 淳    | 総 務 課 長       | 平 塚 敦 子 |
| 危 機 管 理 課 長 | 三 浦 幸 樹  | 財 政 課 長       | 天 野 秀 一 |
| 税 務 課 長     | 佐 藤 静 代  | 福 祉 課 長       | 北 嶋 三 世 |
| 介護サービス課長    | 船 木 晶 子  | 生 活 環 境 課 長   | 岩 谷 一 徳 |
| 子育て健康課長     | 濱 野 浩 孝  | 観 光 課 長       | 木 村 高 志 |
| 男鹿まるごと売込課長  | 三 浦 大 成  | 文化スポーツ課長      | 伊勢谷 毅   |
| 農 林 水 産 課 長 | 夏 井 大 助  | 建 設 課 長       | 三 浦 昇   |
| 病 院 事 務 局 長 | 原 田 徹    | 会 計 管 理 者     | 湊 留美子   |
| 教 育 総 務 課 長 | 村 井 千鶴子  | 学 校 教 育 課 長   | 笹 渕 美 穂 |
| 選 管 事 務 局 長 | (総務課長兼任) | 監 査 事 務 局 長   | 佐 藤 一 明 |
| 農 委 事 務 局 長 | 鎌 田 重 美  | 企 業 局 管 理 課 長 | 目 黒 一 人 |
| ガス上下水道課長    | 斉 藤 清 彦  | ガス上下水道課技監     | 小 原 良 朋 |

## 午前１０時１５分 開 議

○委員長（笹川圭光） おはようございます。

これより予算特別委員会を再開いたします。

本日の議事に入ります。

議案第８３号から第９２号まで及び議案第９７号から第１０５号までを一括して議題といたします。

この際、分科会における審査の経過について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務分科会委員長の報告を求めます。蓬田司委員長

○総務分科会委員長（蓬田司） それでは、総務分科会で審査いたしました議案第８３号令和６年度男鹿市一般会計補正予算（第５号）専決処分、議案第８４号令和６年度男鹿市一般会計補正予算（第６号）及び議案第９７号令和６年度男鹿市一般会計補正予算（第７号）の条文、歳入全款、総務分科会所管に係る歳出及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主

な点について申し上げます。

初めに、補正予算についてであります。

第1点として、集落支援員の活動について、委員より、当初、集落支援員については、地域の実情を把握し、地域と一体となった活動をしていくものと期待していたが、現状を見ると、集落支援員それぞれの活動に温度差があるように感じる。手当の支給等を鑑みれば、活動状況に関して一定のレベルを求めるなど、ある程度評価していく必要があるのではないかとの質疑があり、当局から、集落支援員は、今年度新たな業務として各地区の指定避難所及び空き家の調査を実施している。また、集落支援員と地域の方々が協議し、地域の活性化に資する事業を相談した結果、これまで有効活用が乏しかった地域振興基金活用事業の申請が5件に上るなど、徐々に新たな取組が増え、活動の成果が見え始めたと感じている。

一方、住民が主役の地域づくりが基本であるものの、町内会活動の温度差や集落支援員が何かやってくれるという意識が少なからずあり、関わり方に難儀している部分が見受けられる。現在、集落支援員の連絡会議を定期的に行い、取組の報告や意見交換を行う中で、一歩踏み込んで自ら何ができるのか、それぞれの地域に必要な支援の構想を考えているところである。

しかしながら、集落支援員は地域活動が活性化するような大きな動きを目指して導入したものであり、指導不足という点では反省する面もある。今後も、地域コミュニティセンターと連携し、地域と集落支援員が目指しているものが実現できるよう、引き続き集落支援員の資質向上も含めてサポートしてまいりたいとの答弁がありました。

さらに委員より、集落支援員には、地域に密着しながら自身の活動を地域に還元する思いで活動していただきたい。また、これまでの活動内容を精査し、今後の活動の目標を設定するなど、目に見える形で成果を示していただきたいとの意見がありました。

第2点として、光ケーブルの支障移転について、委員より、今後の見通しについて質疑があり、当局から、東北電力柱の支障移転件数が増加しており、再生可能エネルギーの導入拡大と安定供給のため、送配電ネットワークの整備強化として古くなった設備を更新していると伺っている。今後、秋田電力センター管内で年間1,000本程度の更新が見込まれており、このうち男鹿市内の光ケーブルへの影響の程度は未定

であるが、東北電力からの情報収集に努め、適切に対応してまいりたいとの答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、民間企業等受入型地域おこし協力隊の見直しについて、当局から、全国で増加している民間企業等での受入れにおいて、法人の既存事業に対する労働力の確保や、設定されたミッションが地域協力活動に当たるのか疑問視される事例が目立つようになり、地域おこし協力隊制度本来の在り方を再確認するために改正されるものであるとの報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、今回の制度の見直しに対して、移住・定住につながる施策を打ち切るような感覚があるが、その点をどう捉えているかとの質疑があり、当局から、地域おこし協力隊制度は、全国でも半数の協力隊が活動任期終了後にその地域に定住しており、一定の成果があると認識している。今回、協力隊員と協働で地域協力活動を行う民間企業等を公募し、協力隊員を委嘱する予定であったが、協力隊員の応募がなく、また、来年度からの制度改正を踏まえ、隊員の委嘱を見送ったところである。

改正後の地域協力活動の定義では、「地域力の維持・強化に直接資する活動であって公益性を有するもの」とあることから、公金で給与を賄う協力隊員が民間の収益を伴う事業に従事するという点が、公益性を有する活動ではないとして今回の改正に至ったと理解している。今後の取組としては、年明けに総務省より協力隊のアドバイザーを派遣していただき、より有効な協力隊の募集の仕方や制度全般にわたりアドバイスいただくとともに、関係人口の創出に関するイベント等の企画ができる人材を採用し、より地域に関わる活動を支援していきたいとの答弁がありました。

二つとして、委員より、地域おこし協力隊と集落支援員の連携について質疑があり、当局から、今年度、関係人口の創出に関するイベントや集落支援員と連携した地域の交流イベントを企画する協力隊員を公募し、農作業体験や海釣り体験等の企画運営ができる人材を求めている。当然、地域との関わりも重要となることから、集落支援員と連携した地域活動の企画や行事への参加も想定し、地域に関わりを持つ協力隊員の育成を展開していきたいとの答弁がありました。

三つとして、委員より、協力隊退任後の定住に向けた支援に関し、協力隊経験者の

意見や体験談は非常に有為な情報であると思うが、これまでの意見の集約や市の考えを伺うとの質疑があり、当局から、今年度の協力隊OBとの意見交換において、協力隊がやりたいことと行政が目指しているものに乖離が生じていた部分があったことや、男鹿に対し一つでもマイナスイメージを持ってしまうと定住のハードルが上がってしまうといった意見があり、目的のすり合わせ不足により、行き違いが生じていた部分もあったと感じている。また、定住については、3年間の任期中に地域とどういったつながりを持てるかが非常に大事なことだと感じている。その上で、任期の最終年度は定住に向けた自身の活動期間として配慮しており、地域との交流、退任後の生活支援を含め、定住に向けサポートする体制を整えてまいりたいとの答弁がありました。

第2点として、総合計画と第2期総合戦略の統合（総合戦略の期間延長）について、当局から、関係性が高い両計画の整合性を確保し、一体的で効率的な推進を図るため、現行の総合戦略の計画期間を1年延長し、次期総合計画策定に際し、総合戦略と統合して策定するとの報告がありました。

この報告に対し、委員より、総合戦略を1年延長することに伴う必要な手続及び地域再生計画、企業版ふるさと納税等との関連について質疑があり、当局から、地方版総合戦略の策定は努力義務であることから、計画期間の延長に伴う手続等はない。しかしながら、国から地方版総合戦略に基づいた地域再生計画の認定を受けていることから、企業版ふるさと納税等の活用に当たっては、同計画の再認定手続が必要となるとの答弁がありました。

第3点として、令和7年度当初予算の編成方針についての報告に対し、一つとして、委員より、財源確保の目安として挙げられている項目に、特定の事業で多額の不用額が生じていることから予算要求内容を厳しく精査するとあるが、「特定の事業」の内容について質疑があり、当局から、令和5年度の決算の状況から一般会計全体の不用額3億9,000万円のうち、経常経費や扶助費などが約8割を占めている。過去3年において同様の傾向であり、当初予算の査定状況の甘さを反省し、令和7年度予算編成に当たっては、真に必要な経費の要求となっているか厳しく精査している最中であるとの答弁がありました。

二つとして、委員より、予算編成における特に留意する事項として、DX・GXの推進が挙げられている。行政事務の中でデジタル化が進展している中、具体的に事務

の効率化・簡素化にどうつながっているのかとの質疑があり、当局から、明確に数値化することは困難であるが、例としてこの２０年で一般会計の職員は１８０人ほど、また人件費は１２億円ほど減少している。反面、デジタル関係の予算は、委託料や使用料等を含めて年間約２億円である。さらに、自治体の情報通信の仕組みは国の三層対策に基づき非常に複雑である上、デジタル関係は経費がかかると割り切っている。しかしながら、事務の効率化につながっていることは間違いなく、今後もデジタル化の流れに沿って、職員も十分勉強しながら職務に専念してまいりたいとの答弁がありました。

第４点として、組織機構改革について、当局から、幼児期から義務教育終了までの保育・教育を教育委員会が一元的に推進し、一貫性を持って子どもの成長を支えていくため、子育て健康課が所管する保育園、男鹿保育会に関する業務を教育委員会へ移管するものであるとの報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、今までの認識では、保育園は学校教育法に基づいた教育委員会の分野ではないということが多くの保護者、市民のイメージではないか。この後、保護者等への周知に際し、様々な困難が予想されるが、どの程度認識しているのかとの質疑があり、当局から、子育てと子どもの教育を一体として考えてはどうかという発想から今回の組織機構改革となったもので、これまでも十分連携してきた部分ではあるが、連携から「連続した学び」という考えの下で支援していきたいと考えている。また、保育部門が教育委員会へ移管されることに対しては、保護者や市民が違和感を抱く懸念について、市の考えを十分説明し、混乱を招かないよう対応してまいりたいとの答弁がありました。

二つとして、委員より、今回の組織機構改革を含め、様々なことが唐突に提起されている印象を受けるとの質疑について、当局から、組織機構改革のみならず必要な施策を行う際には、スピード感を持って、そして丁寧な説明で理解をいただくということが基本であると承知している。必要な周知、事務手続をしっかりと行っていきたいとの答弁がありました。

以上で総務分科会の報告を終わります。

**○委員長（笹川圭光）** 次に、教育厚生分科会委員長の報告を求めます。佐藤誠委員長

**○教育厚生分科会委員長（佐藤誠）** 教育厚生分科会で審査いたしました市民福祉部、

みなと市民病院及び教育委員会の予算及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、一般会計補正予算についてであります。

生活保護費の追加について、一つとして、委員より、今後予想される生活保護費の推移について質疑があり、当局から、本市の非課税世帯の割合は現在4割弱であり、そのうちの多くを高齢者が占めている。さらに、高齢者世帯、一人暮らし世帯が増えている状況からすると、当面は生活保護世帯が増えていくのではないかと推察している。加えて、廃止世帯の減少率もこれまでの約5パーセントから約2パーセントへと落ち込んでいることから、生活保護費は増加していく傾向にあると予想されるとの答弁がありました。

二つとして、委員より、就労支援の状況について質疑があり、当局から、就労支援の対象となる方と、就労支援には至らない日常生活の支援から始めていく方などを判定するための就労・稼働能力判定会議を年に一度は必ず開催しており、その中で毎年約20名から30名の方が就労支援対象となっている。

支援体制としては、生活保護の就労支援員が1名、生活困窮者の相談支援員が2名おり、生活保護及び生活困窮世帯の方の就労支援に向けたケース検討会議を行う場を設け、ハローワーク職員や子育て健康課の保健師などを加えた多職種のメンバーで検討を行うなど、連携体制を構築しているとの答弁がありました。

さらに委員より、就労に結びつき、稼働収入が増えたことでの生活保護廃止数について質疑があり、当局から、令和3年度は8名、4年度は9名、5年度は10名であり、今年度は上半期までに5名の方が廃止となっている。引き続き、面接の指導やハローワークへの付き添いなど、丁寧な寄り添い型の支援を行っていくとの答弁がありました。

次に、男鹿みなと市民病院事業会計補正予算についてであります。

経常収支が赤字となり、1億を超える資金不足が発生する見込みとなったことについて、一つとして、委員より、支出に占める人件費の割合が大きいと感じるが他の病院との比較について質疑があり、当局から、他の病院では五十数パーセント程度である一方、当病院では補正予算ベースで約60パーセントであり、若干多いと認識して

いる。しかしながら、救急医療を担う病院としては最小限の人数で対応しており、看護師にしても数に余裕はない状況であるとの答弁がありました。

二つとして、委員より、現状を打破するための方策に関する協議の動向について質疑があり、当局から、日本経営のコンサルタントとはこれまでも相互に状況確認を行ってきており、病院幹部や市長・副市長と現況や今後についての協議を経た上で、病棟及び病床の再編に至ったものであるとの答弁がありました。

さらに委員より、病棟・病床再編の具体的な内容について質疑があり、当局から、人口減少等による患者数の減少及び医療従事者の不足に対応し、救急や小児などの不採算・特殊部門のほか、へき地拠点病院として医療提供体制を維持するために病棟・病床の再編を行うもので、現在の3病棟145床から35床減らし、2病棟110床へと再編するものである。この再編の効果としては、これまで大きな課題となっていた看護師の不足について、働きやすい職場環境の提供による離職防止や採用の促進が図られること、診療報酬に新たな加算を得られること、さらには、地域医療構想の実現に向けた取組であることから、一時金ではあるものの財政支援が受けられることなどが挙げられる。病床数の減少については、昨今の入院患者数の動向から、感染症が発生した場合にも十分対応可能であると判断しており、来年4月1日からの実施に向け、男鹿市病院事業の設置等に関する条例の改正案を3月議会に提出する予定としているとの答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、ごみ処理広域化検討状況について、当局から、今年度末までに締結することを目標としている「（仮称）ごみ処理広域化協定」に係る検討事項の概要について中間報告がありました。

この報告に対し、委員より、将来的に、広域市町村の焼却ごみを受け入れるための新たな焼却施設を秋田市に設置するとあるが、稼働予定時期について質疑があり、当局から、現段階では令和17年頃を想定しているとの答弁がありました。

さらに委員より、このような早い時期に検討を進めるのはなぜか。また、本市に設置されている八郎湖周辺クリーンセンターは、平成20年3月の供用開始から今年度末で17年経過と比較的新しい施設であり、現在、大規模修繕を行いながらも、今後も長く活用可能な施設であると認識している。広域化ありきではなく、同施設を利用

し続ける場合など、あらゆる角度から十分な検討を重ねた結果のものかとの質疑があり、当局から、焼却施設を建設するための財源として国の交付金を活用するに当たり、まずは新たな枠組みをつくり、その上で地域計画を県に提出・承認申請するなど、今後のスケジュールを考慮すると決して早過ぎることはない。また、広域化のメリット・デメリット等について秋田市から専門コンサルタントへ委託し作成された報告書には、各ケースによって想定される事業費の算出結果が盛り込まれているが、この内容については、まずは受入れ自治体となる秋田市での協議を経た後に各自治体で開示することとなっている。このため、秋田市での協議終了後に、本市においても早期の委員会協議会の開催や必要に応じて全員協議会の開催を検討したい考えであるとの答弁がありました。

第2点として、健康ポイント事業について、委員より、埼玉県志木市では歩数計のような機械などを使って個々人の活動データを可視化することで、住民同士が楽しみながら競い合い、モチベーションを高めていく仕組みを導入しているが、本市においても、より多くの市民から事業に参加してもらえよう、モチベーションを高めるための改善策について検討しているかとの質疑があり、当局から、10月5日に開催した健康づくり講演会において、自立支援に特化したデイサービス事業を展開されている講師の先生から、「個人個人がそれぞれにわくわくするような目標を持ち、取り組むことが大切である」というお話を伺った。市としても、競い合いよりも、個々人が目標を持ち取り組むことを大切にしたいと考えている。また、特に高齢化の著しい本市においては、スマートフォンなどデジタル機器の活用がなかなか浸透しないことも考えられる。景品として採用したゴミ袋が大変好評であったように、今後も市民の声に耳を傾け、より実効性の高い事業となるよう、他自治体の例も参考にしながら工夫を凝らしていきたいとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員より、個々人が目標を定めて取り組むというのは個人の価値観の話であり、やはり行動を促すための動機づけを設定することが、より広範に市民からの参加を促し、事業効果を高めることにつながると考える。志木市のように高齢の方でも簡単な操作で参加できる仕組みもある。当局の努力は認めるも、より前向きな検討・研究がなされるのを期待したいとの意見がありました。

第3点として、情報発信について、委員より、県が発信している県内市町村の子育

て支援策において、本市の情報に不足があった。情報発信に一層力を入れなければならない本市にあつては、他市町村と比較されるような情報の発信には、今後さらに留意していただきたいとの意見がありました。

第4点として、令和4年度から民間委託している若美学校給食センター調理等業務について、当局から、去る11月19日に、令和7年度からの3年間を委託する業者の選定を公募型プロポーザル方式で行った結果、応募のあった4社の中から最も評価点の高かった「ハーベストネクスト株式会社」を委託候補者に決定し、当月中の契約締結を予定している。現在委託しているメフォス株式会社からの変更となるため、両業者との連絡を密に行い、円滑な引継ぎとなるよう準備を進めていくとの報告がありました。

この報告に対し委員より、業者選定に際し、高く評価された点について質疑があり、当局から、アレルギー対応や食育の推進に関する取組が充実していることや、不測の事態が生じた際にも従業員を確保できる体制がしっかりと整っている点などであるとの答弁がありました。

第5点として、高校統合後の男鹿工業高校敷地の利活用について、委員より、非常に魅力のある土地がおおよそ4年後という近い将来に空くこととなる。市として主体性を持って効果的な活用方法について研究・検討し、県に提言していただきたいとの意見がありました。

第6点として、組織機構改革について、当局から、この先も少子高齢化の進行が予測される本市においては、幼児期から義務教育終了までの保育・教育を教育委員会が一元的に推進していく必要があるとして狙いが示されたほか、現行の子育て健康課と学校教育課について、課や班の名称変更を含めた令和7年度の組織改編案について報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、学校教育課を「こども未来課」に名称変更する案だが、市民目線からすると、教育分野を連想することが難しく、子育て健康課と混同してしまうのではないかと。より効果的な行政運営に必要な環境づくりという点では賛同するものの、課や班の名称については、市民にとっての分かりやすさを優先すべきではないかととの質疑があり、当局から、子どもたちや地域にとって明るい未来が連想されるような名称がよいのではないかとという考えからこのような原案に至った

ものであるが、原案以上に、市民にとって分かりやすい適切な表現があるのかどうか考えたい。併せて、市民への分かりやすい伝え方についても十分に検討していくとの答弁がありました。

さらに委員より、名称の検討と併せて、現在、本庁舎3階に所在する教育委員会と、2階にある子育て健康課を同じ階に併設することで、市民の分かりにくさが軽減され、利便性も高まるのではないかと意見がありました。

二つとして、委員より、本市において重視していく非認知能力について質疑があり、当局から、これまでも市内の各保育園や小・中学校などで子どもたちの根気強さや意欲、思いやり、コミュニケーション能力など、数値としては表れない非認知能力の育成に努めてきたところであるが、変化の激しい現代においては、より重要な能力となっている。先月までに市内の保育士や教員にとった子どもたちの非認知能力に関する意識調査によると、チャレンジ意欲や他者との関わり合いについては非常によい結果であったものの、失敗しても乗り越えて粘り強く取り組む力や会話による深め合いに、やや課題が見られる結果であったことから、幼・保・小・中の連携による取組によって、これまで以上に力を入れていきたいと考えているとの答弁がありました。

以上で教育厚生分科会の報告を終わります。

**○委員長（笹川圭光）** 次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。鈴木元章委員長

**○産業建設分科会委員長（鈴木元章）** 産業建設分科会で審査いたしました観光文化スポーツ部、産業建設部、農業委員会及び企業局の予算及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、補正予算についてであります。

第1点として、企業誘致対策事業（男鹿市商工業振興促進条例に基づく奨励措置）について、当局から、「稲とアガベ株式会社」が新たに開業した「宿ひるね」に対し、施設整備費補助金387万円を交付するものであり、このほか、奨励措置として3年間の雇用奨励金の交付や5年間の固定資産税の課税免除を実施する予定である。

なお、今後、8件の奨励措置の適用が見込まれており、年度別の施設整備費補助金の支出としては、令和7年度が6件で2億8,000万円ほど、令和8年度が1件で

1億5,000万円、令和9年度が1件で4,500万円を見込んでいるとの説明がありました。

この説明に対し、一つとして、委員より、支援に見合った経済波及効果がもたらされるのかとの質疑があり、当局から、この男鹿市において長く経営を続けていただくことこそが支援する最大の狙いである。初めの5年間は固定資産税の課税免除という優遇措置がなされるが、ここで事業が頓挫してしまえば、そのメリットが地域に享受されない状況で終わってしまう。また、6年目からは、いよいよ固定資産税も本課税となり、さらには雇用が継続することで地域への定住や消費にもつながるため、目に見えた効果が現れてくるには10年ほどの時間は必要ではないかと考えているところである。

財政負担の面では、決して少なくない金額ではあるが、全ての案件を含めると投資総額として83億円ほどが見込まれ、地域経済の活性化はもとより、雇用創出の面においても、またとない機会と捉えており、まずは事業の円滑な立上げと早期の経営安定のため、しっかりと支援してまいりたいとの答弁がありました。

さらに委員より、このたびようやく企業誘致の成果として芽が出始め、大いに期待しているところであるが、新規ホテルの開業はなされたものの、宿泊客が減少するようなことがあってはならない。貴重な財源を投じて支援したものが無駄にならないよう、並行して誘客対策も強化していくべきではないかとの質疑があり、当局から、現在、市内における宿泊部屋数は320室を提供している状況であるが、令和8年3月までには様々なホテルがオープンし、約220室増え、提供できる部屋数が大幅に拡充される見通しとなっている。

これまで、イベント開催時に取りこぼしていた宿泊客もあり、こうした方々を市内滞在へと誘導するほか、宿泊を伴う各種会議等の開催などにより宿泊需要の掘り起こしを図ってまいりたいと考えている。また、来年度以降、灯台に関連する市町村が集まる「灯台ワールドサミット」や、高橋優の「音楽フェス」といった多くの人が集まるイベントについて、男鹿市内での開催に向けて活動を進めているところである。

さらには、心強いことに、新たに市内に開業した宿泊事業者の中には、国の補助金を活用してツアーを造成するなど、自ら宿泊需要の掘り起こしに動いている事業者もあり、非常に期待しているところであるとの答弁がありました。

二つとして、委員より、農業分野・漁業分野への適用の可能性について質疑があり、当局から、この商工業振興促進条例は、名称のとおり、もともとは主として製造業を誘致する狙いで設けられた条例であり、農業・漁業そのものへの支援は対象外となっている。しかしながら、昨今、パック御飯製造や閉鎖循環式陸上養殖のように、経営の多角化が進み、業種間で融合したような取組が増えていることから、商工業を振興するための条例として運用しつつ、特に6次産業のような付加価値を生み出す取組、関連の農林水産行政の支援の在り方については、庁内関係部署との連携を密にし、取り落としのないよう必要な支援を検討してまいりたいとの答弁がありました。

これら議論を経て、産業建設委員会として、同日、今後、奨励措置の適用が想定される施設、かつ観光庁の地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業の対象施設のうち、「宿ひるね」「森長旅館」「うみまちホテル」「ホテルパークテラスOGA」の現地調査を実施し、各施設の責任者から説明を受け、改修状況や開業後の事業内容等を確認しました。

第2点として、ふるさと納税支援業務に係る債務負担行為の設定について、一つとして、委員より、寄附額が年々落ち込んでいる原因について質疑があり、当局から、今年度の寄附額見込みが約27億円で、返礼品の9割を米が占めている「仙北市」と比較すると、やはり米への寄附額の減少が大きな要因であると分析しているところである。返礼品として10キロのあきたこまちを希望した場合、寄附をしようとする方が選ぶ際の選考の基準は、やはり安い価格が一番の理由となっており、仙北市が1万7,000円で獲得できるのに対し、本市では1万9,500円の寄附金額の設定となっており、この埋まらない2,500円の差で勝負は決まり、県内においては全て仙北市に流れ、一人勝ちしている実情にある。本市においても仙北市に伍する価格を設定して出品できる事業者がいれば勝負になるが、なかなかいないのが現状であり、また、この差を埋めるために市として補助することなどは、経費が50パーセントまでという国のルールがあり許されていない。県産米全体が均一に良質な現状にあつては、安く出品している自治体よりもさらに安くしない限り、この勝負には勝てないという状況が生まれている。

なお、本市における米以外の分野では、令和4年と5年とを比較すると、海産物や果物等、全ての分野において前年度よりも寄附額が増加しており、米の返礼品に対す

る寄附額だけが減少している状況であるとの答弁がありました。

さらに委員より、中山間地域の農家については、規模拡大など生産性向上によるコスト削減が難しい状況にある。米の出品に意欲のある個人や小規模な生産者に対しては、共同使用という枠組みの中で、色彩選別機や保管用の大型冷蔵庫等の支援をぜひとも検討いただきたいとの意見がありました。

二つとして、委員より、当市の場合、「食」という観点の返礼品が不足しているように感じるが、その点では、農業や漁業の振興が遅れていると言わざるを得ない。奨励措置などの制度を活用しながら、改めて返礼品の掘り起こしを進めるべきでないかとの質疑があり、当局から、農業にしても漁業にしても、各分野で頑張ってきたわけであるが、ふるさと納税の分野では、如実にその地域の底力、現状の自力が顕著に表れているものと受け止めている。そのような状況の中、今できることは、既存のメロンや和梨、カニなどのブランドを生かした地道な取組になるが、年間を通した安定的な物量確保も一つの課題であり、その課題を捉えながら、各種施策を組み立てていきたいと考えている。また、「パック御飯」という新しいコンテンツも出てきており、来年6月から順次発送する体制を整えており、早速、先週から先行の受付を開始し、既に寄附の申込みがなされている状況である。さらには、陸上養殖の魚にも期待しているところであり、新たな特産品も取り入れながら、本市の特色を生かした返礼品で寄附額を獲得してまいりたいとの答弁がありました。

三つとして、委員より、中間事業者の役割を含め、寄附額を増やすため、市と中間事業者は方向性を同じくして手だてを講じているのかとの質疑があり、当局から、ふるさと納税がこれだけ大きな市場となり、付随した各種業務量が増加傾向にある中、市と寄附者、市と返礼品提供者の間に入って対処・対応する役割を担っているのが中間事業者である。もちろん、こういった返礼品を核に据えて売込みを図っていくかは市が担っており、ポータルサイトの広告内容等を含め、戦略的な方向性を中間事業者とすり合わせながら取り組んでいるところである。ここでまき直しを図るためにも、まずはいい提案がないか、今回、公募型プロポーザルで選定の在り方を見直すところであるが、この後、来年度以降の戦略を鋭意検討してまいりたいとの答弁がありました。

四つとして、委員より、まだまだ返礼品の品数が不足している本市において、付加

価値をつけた商品開発を進め、製造業が少ないという現状を打開するための手だてを講じていくべきでないかの質疑があり、当局から、製造業を育成していく上では、単なる企業誘致という形ではなく、やはり地場に根差したような製造業をつくっていく必要があると認識しており、今回のパック御飯工場は、誇れる水資源を有した男鹿市、米どころ若美地区といった、まさに特質した地域資源を存分に生かした望ましい事業だろうと考えている。また、製造業を育成していくことは、市民所得の向上につながり、その地域で生産された総生産、つまり付加価値全体を高めていくことになる。企業誘致による生産の増加、また、既存事業者の生産性向上の取組は、必ず市民所得の向上につながるという観点で、企業誘致や製造業等の支援をしているところである。

なお、具体の施策については、空き店舗等利活用促進事業や販路拡大支援事業で各種取組への支援を用意していることから、課題等があれば、再度見直しを図りながら支援策を充実させてまいりたいとの答弁がありました。

第3点として、上水道・ガス・下水道の各事業会計について、委員より、温泉施設の廃止に加え、ホテルの一部改修や工場の稼働日数の減少などの事由により、各事業会計とも料金収入が落ち込んでいる。一方、パック御飯工場やホテル開業など明るい兆しも見え始めている中、今後の新規需要の見込みを伺うとの質疑があり、当局から、パック御飯工場をはじめ森長旅館、うみまちホテル、ホテルパークテラスOGAのほか、鵜ノ崎海岸の高級リゾートホテル山人、男鹿駅前のビジネスホテルを合わせた料金収入については、上水道事業会計としては約8パーセントの増加、ガス事業会計としては約36パーセントの増加、下水道事業としては約9パーセントの増加を見込むものである。ただし、これらは能力的部分に鑑み、最大限稼働した場合の見込額であるとの答弁がありました。

さらに委員より、上下水道は大抵の施設で使用されることから、特にガスの新規需要獲得に向けた営業活動に期待しているとの意見がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、男鹿市沖における洋上風力発電事業の進捗について、当局から、環境アセスメントの後、半島北側の能代市、三種町及び男鹿市沖では、令和8年3月以降に陸上での工事が始まり、令和10年12月以降に運転を開始する予定となっている。一方、半島南側の男鹿市、潟上市及び秋田市沖では、来年4月以降に陸上での工事が

始まり、令和10年6月以降に運転が開始される予定となっている。両海域とも令和11年度以降、固定資産税の課税が始まる見込みとなるが、海上には市町村界が存在しないことから、課税の取扱いについて、今後、関係市町間で協議を進めていくこととなる。また、出捐金については、関係主体間で配分を定め、基金として運用するなどの対応が必要となるが、今後、各市・町、漁協等を含めた関係主体間で、配分や基金管理の在り方の協議、具体の共生策の検討を進めていくとの報告がありました。

第2点として、工場立地法に基づく緑地等の基準を定める準則の制定について、当局から、工場等の緑化に関し、国は準則で緑地の敷地面積割合等を定めているところであるが、市町村はそれぞれの地域の実情に合わせ、条例で独自の準則を定めることができるかとされている。市では、産業立地の促進に取り組む上で船川港臨港地区の限られた用地の有効活用が不可欠と考えており、独自の準則を定めることで制限を緩和し、進出企業の円滑な事業活動の後押しや、企業の立地選定に対する訴求力の向上を図りたいと考えている。名称を（仮称）男鹿市工場立地法準則条例とし、主な規定については、船川港の臨港地区内に限り、工業占用地域や工業地域、準工業地域に適用する割合を、緩和可能な範囲で最大限緩和する内容で準則を定めるもので、この後、条例案については令和7年3月定例会への提案を予定している。なお、県内市の準則条例の制定状況は、本市と潟上市のみ未制定となっているとの報告がありました。

第3点として、船川港オガーレ前船溜まりの放置船について、当局から、港湾を管理する県において、港湾法に基づく行政代執行の手続により、放置艇6隻の撤去に臨む方針を固めた。本年10月以降、必要な手続を開始しており、所有者が撤去命令に応じない場合、来年3月には、代執行により現場から撤去し、陸揚げした放置艇は市内の県有地に仮置きした後、処分される予定と伺っているとの報告がありました。

第4点として、男鹿市民文化会館電気設備等改修工事について、当局から、令和4年度に策定した建物劣化度調査及び改修計画の短期計画に基づき、令和7年度以降に実施予定の電気設備等改修工事の実施設計業務が終了した。全体的な改修への考え方としては、多額の費用を要する大規模な改修ではなく、できるだけ費用を抑え、安全面を考慮した上で施設を維持していくこととし、まずは改修計画でおおむね5年以内に実施すべき緊急度の高いものや法的に必要となる工事の実施設計を行ったものである。受変電・非常用自家発電設備改修、小ホール屋根改修、拡声設備改修、自動火災

報知設備改修などの工事費を、来年度当初予算へ計上させていただく予定としている。

また、工事に伴い停電となり、5か月程度の休館が必要となるため、時期については、大きな行事との兼ね合いを考慮した上で設定させていただく。

なお、来年度実施予定の工事以外に、改修計画では舞台の設備等も予定されているが、全ての機器等を更新した場合、多額の費用が生じることから、今後、安全性の確保のほか、必要性や費用の抑制を考慮しながら、改修内容を絞り込んでいきたいとの報告がありました。

第5点として、「今年度の除雪計画について」の報告に対し、委員より、除雪除外路線とした市民に対する理由づけについて質疑があり、当局から、この若美地区の2路線については、少しの降雪で吹きだまりとなり、車がスタックしてしまうなど、除雪業者からも見直しを求められていた路線である。このような状況の中、この2路線の除雪に時間が割かれ、逆に地区内の幹線道路の除雪への影響も懸念されることから、今回の見直しによって、間接的ではあるものの除雪する路線が減少し手間が減った分だけ、主要な幹線道路の除雪力を向上させることができると考えたところである。また、この2路線を通行止めにすることで、大雪が発生した場合の交通障害の防止にもつながるものと考えており、御理解いただきたいとの答弁がありました。

さらに委員より、旧男鹿地区においても除雪除外路線となり得る路線があるのではないか、人口減少下に見合った行政サービスの在り方を検討していくべきではないかとの質疑があり、当局から、昨年、脇本地区においても除雪除外路線2路線を設けたところであるが、限られた人員と機械で、より安定的・効率的な除雪作業を確保するため、引き続き将来を見据えながら改善に努めてまいりたいとの答弁がありました。

第6点として、電気・ガス料金負担軽減支援事業について、当局から、現在審議中である「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において実施される予定の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」については、家庭や企業等のガス料金の値引きを再開するものであり、これに伴い、本市でも男鹿市ガス供給条例の一部改正について準備を進めているところである。事業内容としては、令和7年1月使用分からの3か月間としており、初めの2か月分を1立方メートル当たり税込10円値引き、残りの1か月分を税込5円値引くものである。

また、ジャパン・パックス男鹿にローリーで供給する液化天然ガスも対象とな

り、初めの2か月分を1トン当たり税込1万2,156円値引き、残りの1か月分を税込6,078円値引くものである。

今後の対応として、国会の審議状況を見極め、今定例会最終日に条例改正案を追加提案させていただく予定で最終調製を進めているとの報告がありました。

以上で産業建設分科会の報告を終わります。

**○委員長（笹川圭光）** これより分科会委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番吉田清孝委員

**○1番（吉田清孝委員）** 総務委員長にお尋ねいたします。

先ほど、施策実行に当たって、ちょっと私もメモ足りなかったんですけども、結論を言いますと、答弁ですか、スピード感と丁寧な説明に心がけていくというふうな報告、市政の様々な課題なのか、執行に当たっての考え方をお聞きした中での報告だと思いますけれども、そういう中にあって、このスピード感と丁寧な説明というのが非常にこう、丁寧な説明というのは時間もかかりますし、スピード感というのはどんどんこうだったっていった部分で、まあ矛盾するとかね、そこのあたりが委員のほうからはスピード感で丁寧な説明が不足なのではないかなという観点で質問されて答弁があったように勝手に受け止めたわけですけども、そこのあたりですね、もうちょっとこう、市民に対してなのか、議会に対してなのか、そこのあたりの説明不足の部分での突っ込んだやり取りみたいな具体的な話がなかったのか、そこのあたりひとつ、その報告のとおりだということなのか、そこをちょっとお聞かせ願えればなと思っております。

それからですね、その中で、例えば機構改革、今回、子育て健康課がいわゆる教育委員会に課を変えるとといった中で、総務委員会でも、総務企画部長なのか総務課長なのか、報告がありました。教育厚生委員会では、そのこども未来課ですか、そういう中で非常に議論をしたわけでありまして、教育長並びに今の子育て健康課長が同席しながら、議論をしながら、今言ったようなもう少しいろんな意見を聞きながら将来に向けた名前がこれでふさわしいのかなといった、かなり突っ込んだ議論がございました。そのとき私、ちょっと感じなかったというか、要するに機構改革というのは、総務課が主となって議会に対しても提案してくる中で、こういう機構改革をするときに、総務課中心とした何か今、委員会なのか、内部で検討する部分が、教育厚生

委員会では教育委員会と子育て健康課のその部分で議論させてもらったけども、一つ頭になかったのが、今申し上げます組織機構改革の中で総務課なりがいろいろメンバーの中で様々な角度で検討されて今回のこども未来課という、そういうあれが出たのかなというところまでは所管では議論しなかったわけですけども、総務委員会のほうで報告がなされた中で、どういう立場で総務課の機構改革というものがね、議会に、総務委員会に対して説明がなされたのかですね、そのあたりで突っ込んだお話がありましたら、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（笹川圭光） 6 番蓬田総務分科会委員長

○総務分科会委員長（蓬田司） ただいまの御質問に対してお答えいたします。

総務分科会の中で、その組織機構改革について、スピード感を持って丁寧な説明、そういう答弁でありましたけども、そこについてもっと突っ込んだ議論がなかったか、そういうことでありましたが、ここに書いてあるとおりでございまして、それ以上の議論というのはなかったものでございます。

あともう一つ、子育て健康課、これ教育委員会のほうに移管するということについて、これに対しても先ほど報告したとおりでございまして、それ以上の議論はなかったものであります。

以上で終わります。

○委員長（笹川圭光） 再質疑ありませんか。

○1 番（吉田清孝委員） なし。

○委員長（笹川圭光） 1 番吉田清孝委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光） 質疑なしと認めます。

これより、ただいま各分科会委員長へ行った質疑事項について、さらに質疑を行うべき点がある場合、特に市長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1 3 番三浦利通委員

○1 3 番（三浦利通委員） 市長にお伺いしますけれども、先ほど総務委員長の報告の中で、集落支援員の活動に対する現状とか成果についての報告がありましたけれども、委員会の中では今のところ目立った成果というか具体的なそういうことの報告はな

かったような、そういうニュアンスで受け止めましたけれども、市長も分かるとおり、現状の自治組織、町内会等の活動の現状というのは、役員の成り手も本当に最近はおらないと。それから、高齢化していると。特に小さい自治組織、町内会等については、大変そういう面では難儀をしている。そういう状況の中で、市では集落支援員の制度を設けたというような、そういう背景にあらうかと思いますが、このままでこの制度を続けていった場合、市が求めるようなそういう成果が出てくるのかというようなことに関しては、ちょっと私個人的には相当無理があるんでないかなと。制度設計上、なかなか容易にそれはかなわないんでないかなっていう気がします。むしろ地方公務員の役割というのは、御案内のように、やっぱり地域、それから市民に奉仕するという観点では、やっぱり自主的にそういう地域の様々な活動等に関与したり何だりするということは、昔からある意味では当然の姿であったかと思いますが、ただし、現状では、市の職員も最近では相当数、やっぱり市外から通勤したり何だりってそういう状況、要するに生活環境が大幅に変わってきているという現状にあらうかと思いますが、そういった面では、これからは職員にどこまでそういうものを求めたり、期待したりできるのかってというようなことは、すごく難しい課題になってくるんじゃないかなというように気がしますけれども、さればとてやっぱり自治組織、町内会等というのは、市にとっても大変大事な組織でありますので、相当やっぱり現状に合わせたような、知恵を絞って市が対応していかなければ、従来どおり現状のままでの方というのは、もうなかなか市が求める、期待できるような、そういうものは出てこないのではないかなっていう気がします。

併せて、ついでにしゃべらせてもらいますと、最近は市がそういう組織に対する様々な支援をやっていますけれども、地域の振興交付金も従来からすれば相当やっぱり金額が総じて下がってる。しかも中身的に言えば、あの活動をすれば、この活動をすれば、このぐらいの補助がもらえるというような、極めて役所的なそういう支援補助体制の在り方してる、そういうものはそろそろやめたほうがいいんでないかと。むしろ自主組織だがゆえに、地域の現状に合わせた自主活動に対する支援だと。で、柔軟性を持たせたやっぱり助成金の、そういう制度設計にすべきでないかなというように、町内会の役員から聞かれるのは、そういう何かの補助金をもらうためにそういう事務作業が大変だと。申請して、それからまた事後の報告等もあると。それができる

役員がおればいいんだけど、できない役員もやっぱり地域、自治組織においては存在するというようなことが実情にあるようです。ですから、その辺についてはもう一回やっぱり実情をしっかりと加味した中で、そういう制度設計をすべきが、地域にとってもベターなんではないかなというような気がしますけども、その辺の地域の実情に対して市長はどういう捉え方をして、もし私が今指摘したこと等、改善の余地があるというようなことであれば取り組んでいただければと思いますけれども、その辺の見解、考え方の整理についてお尋ねいたします。

（「委員長、暫時休憩してけれ」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光） 暫時休憩します。

午前 11 時 26 分 休 憩

---

午前 11 時 30 分 再 開

○委員長（笹川圭光） 再開します。

ただいま、三浦委員からもお話ありましたけれども、これは各分科会委員長へ行った質疑事項について、さらに質疑を行うべき点がある場合、特に市長に対する質疑を許しますということです。よろしく御配慮のほど、御理解のほどお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 83 号から第 92 号まで及び議案第 97 号から第 105 号までを一括して採決いたします。本 19 件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光） 御異議なしと認めます。よって、本 19 件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員長報告については、当席に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

---

午前 11 時 32 分 閉 会